（不当表示の禁止） **第９条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　事業者が自己の供給する合成洗剤又は石けんの取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑼　その他合成洗剤及び石けんの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより、著しく優良又は有利であるかのように、一般消費者に誤認されるおそれがある表示 （規則の制定） **第16条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（不当表示の禁止） **第９条**　事業者は、合成洗剤及び石けんの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑺　（略） ⑻　前各号に掲げるもののほか、合成洗剤及び石けんの内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより、著しく優良又は有利であるかのように、一般消費者に誤認されるおそれがある表示 （規則の制定） **第16条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○公正取引委員会告示第九号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　不動産公正取引協議会連合会（会長　西川　弘典）の申請に係る不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を令和七年七月三十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　別記の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、不動産業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （用語の定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「事業者」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者であって、第４条第１項に規定する公正取引協議会の構成団体に所属するもの及びこの規約に個別に参加するものをいう。 ３　（略） （公正取引協議会及び不動産公正取引協議会連合会の組織及び事業） **第４条**　この規約を円滑に、かつ、効果的に実施するため、一般社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会を設置する。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不動産の取引に附随して不当な景品類を提供する行為の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「事業者」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。 ３　（略） （公正取引協議会及び公正取引協議会連合会の事業） **第４条**　一般社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び一般社団法人九州不動産公正取引協議会（以下これらを「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 ⑴　この規約の周知徹底に関すること。 ⑵　この規約に関する相談に応じ、又はこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。